

松江市 報道提供資料

令和 7 年 1 月 7 日

件名

固定資産税の賦課誤りについて

【内容】

・所有権移転誤りによる固定資産税(土地)賦課誤りが 2 件判明した。

【原因】

1 件目 : A 氏所有の土地を平成 7 年に分筆し、分筆した部分のみ B 氏に売却されていたにも関わらず、本市の事務処理誤りにより、平成 8 年度から売却されていない土地も B 氏に課税していた。

2 件目 : C 氏は平成 10 年に D 氏へ土地を売却していたが、本市が所有権移転処理を行っておらず、C 氏に課税したままになっていた。

【処理】

1 件目、2 件目ともに税法、市の規定等に基づき還付を行う。また本来の所有者には税法の規定に基づき追徴を行う。

【金額】

還付税額合計 : 365,800 円 追徴税額合計 : 93,900 円

【問い合わせ】

財政部固定資産税課 担当 : 固定資産税課長 永島 電話 : 0852-55-5646